

## リース樹園地整備支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、農業協同組合（以下「事業実施主体」という。）が行う、果樹経営を希望する新規就農者が借り受ける樹園地の整備、果樹棚の整備を行うために要する別表に規定する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助金の交付対象等)

第2条 この補助金は、事業実施主体が実施する事業に対し、市町村が事業実施主体に補助する経費について、市町村に交付するものとし、事業実施主体、補助対象経費及び補助率は別表のとおりとする。

### (補助金の交付申請等)

第3条 補助金の交付を受けようとする市町村長は、補助金交付申請書（様式第1号）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。

ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

### (補助金の交付決定)

第4条 知事は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）を市町村長に通知するものとする。

2 知事は、第3条により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。

3 知事は、第3条ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助金の交付条件)

第5条 この補助金の交付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更(別表に定める軽微な変更は除く。)しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書(様式第3号)を提出して知事の承認を受けなければならない。
- (2) 市町村長は、補助事業を中止、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を提出して知事の承認を受けなければならない。
- (3) 市町村長は、期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(補助金の交付)

第6条 補助金の交付は、精算払いとする。ただし、知事が認めるときは、概算払いにより交付することができるものとする。

- 2 市町村長は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 市町村長は、事業が完了したとき、又は事業の廃止の承認を受けたときは、実績報告書(様式第6号)により、事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1ヶ月を経過した日、又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに知事に提出するものとする。

- 2 前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 3 第3条第2項のただし書きにより交付の申請をした市町村長は、補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第7号により速やかに、知事に報告しなければならない。
- 4 前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金の額の確定)

第8条 知事は、事業の完了又は廃止に係る実績報告を受けたときは、当該報告に係る事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれを交付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、市町村長に通知するものとする。

(財産処分の制限)

第9条 事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した次に掲げる器具等（以下「取得財産等」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(1) 1件当たりの取得価格が50万円以上の器具等

(2) その他知事が補助金交付の目的を達成するために特に必要があると認められたもの

2 前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第8号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(書類の保管)

第10条 補助金の交付を受けた市町村及び事業実施主体は、この補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しておかななければならない。ただし、取得財産等の財産処分制限期間が5年を超えるものについては、当該期間が経過するまで関係書類を保管しなければならない。

(書類の提出)

第11条 本要綱により提出する書類は、正副2部を所管する市町村を經由し農務事務所に提出するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成22年5月28日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

2 この要綱は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表（第2条及び第5条関係）

事業実施主体	補助対象経費	補助率	軽微な変更
<p>農業協同組合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 樹園地整備 園地の段差の解消、抜根整地、深耕、土壌改良、苗木の栽植などに要する経費、材料費、種苗費</li> <li>・ 果樹棚整備 ぶどう棚等（すもも、なし棚等）の整備に要する経費、材料費</li> </ul> <p>※機械整備は対象外</p>	<p>補助対象経費の欄に掲げる事業の経費の1/2以内</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助対象経費の各費目間において、いづれか低い額の20%以内を増減させる場合</li> <li>2 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増減を伴わない場合</li> </ol>

